

令和 8 年度広域交通アンケート調査委託業務に関する仕様書（案）

1 委託業務名

令和 8 年度広域交通アンケート調査委託業務

2 委託業務の目的

九州の強み（半導体、農林水産物等）のさらなる強化や、関西、中国、四国地方といった圏域外との交流促進など、大きな効果が期待される東九州新幹線や豊予海峡ルート（高規格道路及び新幹線）に対する県民へのアンケート調査を行い、今後の取組の基礎資料として活用することを目的とする。

3 委託業務の内容及び実施方法

（１）委託業務の内容

県民 5, 0 0 0 人を対象とした調査票の発送、回収や回答の集計・分析、結果報告書等の作成を行う。

（２）実施方法

調査は、調査対象者全員に依頼状・調査票を配布した上で、各対象者が選択する回答方法（調査票又はW e b ページ）により実施する。

ア 調査票の発送に関する業務

調査の内容（設問）は大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課において作成したものを使用し、委託業務を請け負った業者（以下、受託者という）は下記の業務を行う。

（ア）依頼状・調査票の作成、回答用W e b ページの作成・運用

※回答用W e b ページは、スマートフォン・パソコン等からアクセス可能なシステムとするとともに、調査対象者が重複回答することがないよう措置を講じること。

（イ）依頼状・調査票（8 枚程度）の印刷（5, 0 0 0 部及び予備）

（ウ）調査対象者の抽出

県と協議のうえ、大分県内の市町村ごとに、住民基本台帳の中から無作為に 5, 0 0 0 人を抽出する。当該電子データは、大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課の指示があるまで保管した後、確実に廃棄するものとする。

（エ）調査票の発送に伴う諸業務

宛名シールの作成、封筒（発送用、返信用）の印刷、調査票等の同封作業など（発送費を含む）。

同封物（ボールペン 1 本）の作成・購入など（発送費を含む）。

※同封物のボールペンは、おんせん県おおいた等のロゴマーク（カラー）入りとする。

イ 回答の回収に関する業務

（ア）回答の回収（返送費、デジタルポイント代を含む）

調査票又はW e b ページにより、回答を回収する。調査票の返信先は受託者の管理する場所とする。

W e b 回答率の増加による集計作業の迅速化・効率化、返送費用の節減を目的として、W e b 回答した調査対象者には、100 円相当のデジタルポイント（例：Line ポイントや Amazon ポイントなど）を付与する。

なお、回答の回収率は、総数の５０％（２，５００件）とし、うち、１，５００件がWEB回答、１，０００件が紙での回答と想定すること。

(イ) 回答の保管

回答は、市町村ごと等に編綴し、大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課へ引き渡すものとする（集計したデータも含む）。

(ウ) 問い合わせへの対応

調査の趣旨や設問内容に関する問い合わせは、大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課において対応し、それ以外の抽出・返信方法などに関する問い合わせは、受託者において対応する。

ウ 回答の集計・分析に関する業務

集計方法は、属性（性別、年代、職業、居住地域など）や設問に応じたクロス集計とする。

エ 結果報告書の作成に関する業務

分析結果に基づいた結果報告書（５０枚程度）と概要版（４枚程度）を作成し、下記の部数と電子データを大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課に提出する。報告書等は、表やグラフを用いるとともに、分析結果を踏まえた総括（傾向など）を記載する。ただし、集計データ及び簡素な分析結果については、１１月下旬に提出を行うこと。

報告書の作成にあたっては、大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課と協議の上作成すること。

【作成部数】

結果報告書・概要版 各５０部

4 成果物

- (１) ３．(２)．エで作成した報告書及び報告書（概要版）の冊子
- (２) ３．(２)．イで回収した調査票原本
- (３) 以下のデータを保存したDVD
 - ア ３．(２)．イで回収したWeb回答の電子データ
 - イ ３．(２)．ウで回答を集計した電子データ
 - ウ ３．(２)．エで作成した報告書及び報告書（概要版）の電子データ

5 委託業務のスケジュール

令和８年 ９月	調査票の発送
令和８年１０月	回答の回収
令和８年１１月下旬	集計データ及び簡素な分析結果の提出
令和９年 １月下旬	結果報告書・業務完了
令和９年 ２月２６日	契約終了

6 著作権等

本業務における成果物の取扱いは、次のとおりとする。

- (１) 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に規定する権利を、成果物の引渡しと同時に発注者に無償で譲渡する。
- (２) 発注者は、著作権法第２０条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できる。
- (３) 受託者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条及び第１９条の規定を行使することができない。

7 その他

(1) 業務実施にあたっての留意事項

- ア 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- イ 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- ウ 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。

(2) 事業計画

受託者は、契約締結後、「委託業務計画書（別紙1）」を速やかに提出すること。

(3) 再委託について

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委託すること、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

※「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいう。

(別紙 1)

令和 年 月 日

委託業務実施計画書

大分県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 年 月 日に締結した令和7年度広域交通アンケート調査委託業務の実施計画について、関係書類を添えて提出します。

記

1 完了予定年月日 令和 年 月 日

2 実施計画

月日又は期間	実施内容	備考

以上